



子ども・子育て新制度がはじまります



平成24年8月、子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」という法律ができました。

この法律と、関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月に本格スタートする予定です。

実施主体となる美祢市は、「美祢市子ども・子育て会議」を設置して地域の実情を反映した事業計画を策定し、それに基づいて施設やサービスを整備・実施していきます。

今回の新制度実施に伴い幼稚園や保育園、認定こども園の利用手続きが変わります。

子ども・子育て支援制度の利用の流れ



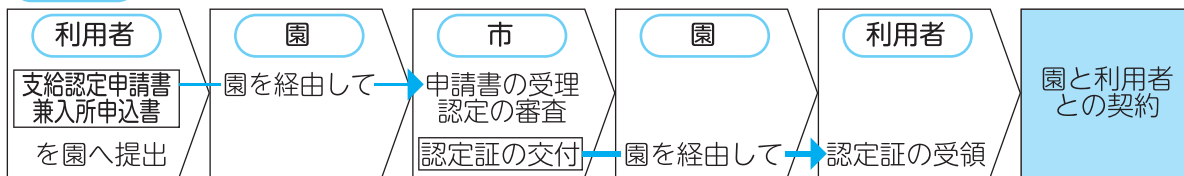
幼稚園、保育園、認定こども園等を利用するには、市の認定を受けることが必要となります。

認定には、3つの区分（教育標準時間認定（1号認定）、保育認定（2号認定・3号認定））があります。

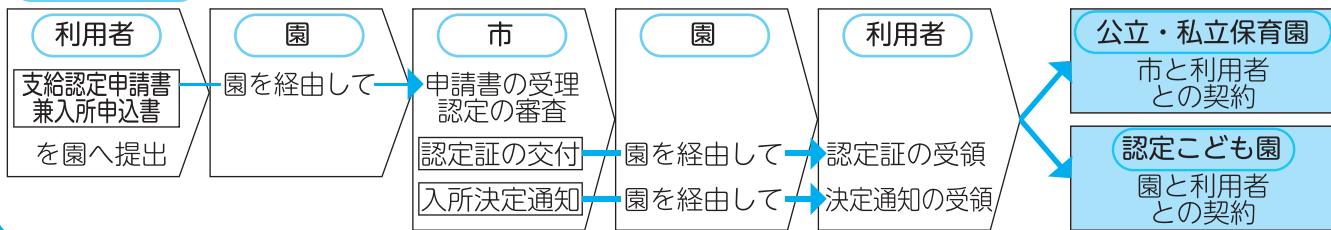
認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定	3歳以上のお子さんで、保育を必要とせず、教育を希望する人	幼稚園、認定こども園
2号認定	3歳以上のお子さんで、保護者の就労や病気などの理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しい人	保育園、認定こども園
3号認定	3歳未満のお子さんで、保護者の就労や病気などの理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しい人	保育園、認定こども園

●現在施設を利用して、平成27年4月以降も引き続き同じ施設の利用を希望する場合の流れ

1号認定 幼稚園・認定こども園（教育のみ）を利用している場合

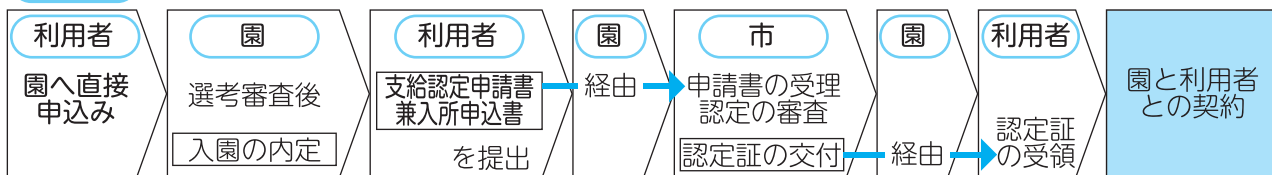


2・3号認定 公立・私立保育園・認定こども園（保育）を利用している場合

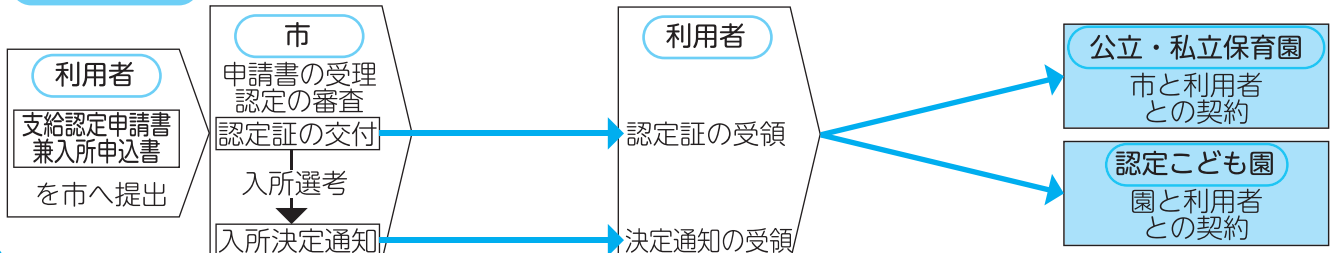


●平成27年4月から新たに施設の利用を希望する場合の流れ

1号認定 幼稚園・認定こども園（教育のみ）を利用希望の場合



2・3号認定 公立・私立保育園・認定こども園（保育）を利用希望の場合



平成27年4月からの保育施設等への入所申込みについて



■ 申請の受付 ■

期間： 11月17日月～12月19日金

場所：新規入所 ⇒ 地域福祉課・各総合支所総合窓口課

継続入所 ⇒ 各保育園・幼稚園・認定こども園（※継続の人は、在園中の園より書類が配付されます。）

提出書類：支給認定申請書 兼 入所申込書

就労証明書（※2号認定・3号認定の人のみ提出）

保育料を決定する書類…課税(非課税)証明証等

（※平成26年1月1日現在美祢市に住所登録の無い人のみ提出）

◎保育の必要性の認定は入所審査時行い、入所決定通知と併せて認定証を送付します。

※送付は平成27年1月末～2月頃の予定です。認定証送付の遅延の通知は発行しませんのでご了承ください。

■ 保育の必要な事由について ■

◎2号認定・3号認定（★1号認定の人は必要ありません）を受けるにあたっては、①の事由のいずれかに該当することが必要です。

就労を事由とする場合は、②に示す通り、保育時間が保護者の就労時間によって2つに区分されます。

①保育を必要とする事由と必要な書類

必要事由	必要な書類
<input type="checkbox"/> 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、基本的にすべての就労を含む）	⇒就労証明書
<input type="checkbox"/> 妊娠・出産	⇒母子手帳の写し
<input type="checkbox"/> 保護者の疾病・障害	⇒診断書・障害（療育）手帳
<input type="checkbox"/> 同居又は長期入院等している親族の介護・看護	⇒介護者・看護者の診断書（状況の分かる書類）
<input type="checkbox"/> 災害復旧	⇒申請書・罹災証明書等
<input type="checkbox"/> 求職活動	⇒求職カード・雇用保険受給資格証等
<input type="checkbox"/> 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）	⇒在学証明書・学生証
<input type="checkbox"/> 虐待やDVのおそれがあること	⇒配偶者からの暴力被害の保護に関する証明書等
<input type="checkbox"/> 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	⇒育児休業取得期間証明書・育児休業証明書
<input type="checkbox"/> その他、上記に類する状態として市が認める場合	⇒市が必要と認める書類

②保育の必要量 ※保育時間の設定は、各施設によって異なります。

区分	就労時間	保育時間
保育標準時間	月120時間以上（フルタイム就労を想定）	最長11時間（※）
保育短時間	月48時間以上120時間未満（パートタイム就労を想定）	最長8時間（※）

③保育料について

◎新制度での幼児教育・保育にかかる保育料は、保護者の所得に応じて決まります。新たな保育料の額は、現在検討を進めております。今後、詳細が決まり次第お知らせします。

保育料の算定について

◎これまでは「現年度所得税額」により保育料を決定していましたが、新制度では年2回（4月～8月と9月～3月）の「前年度及び現年度の市民税所得割額」に変わります。

平成27年

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

平成26年度（平成25年中）の
市民税所得割額に基づく保育料

平成27年度（平成26年中）の
市民税所得割額に基づく保育料

問合せ先 地域福祉課 ☎0837(52)5228